

市第111号議案 横浜市公園条例の一部改正

1 改正内容

(1) 有料施設の設置等

新横浜公園に新たに球技場を設置し、有料施設として利用料金等を定めます。

(2) 利用料金の改定

上記球技場の利用料金の設定に合わせて、新横浜公園の補助競技場の利用料金の改定を行います。

(3) 占用料の改定

横浜市道路占用料条例の一部改正による道路占用料の改定が予定されていることに伴い、単価を準用している公園施設の占用料についても、改定を行います。

2 新横浜公園の施設利用料金について

(1) 球技場

球技場については、プロサッカー仕様として、天然芝の維持管理水準を他の公園の同種施設よりも高く設定しています。

利用料金の設定にあたっては、利用者が施設の維持管理費用を負担する「受益者負担」の考え方を基本に、プロチームには維持管理費用に見合う負担を、一般利用者には他の施設とのバランスを考慮した負担を求めることとします。

(2) 補助競技場

補助競技場のグラウンドの仕様は上記の球技場と同等であり、料金の均衡を図るために、利用料金を球技場と同額に改定します。

図1 新横浜公園施設配置図



表 1 利用料金改定案

施設名	一般料金(案)	指定団体料金(案)
球技場	1日 51,200円(新規)	1日 880,000円(新規)
補助競技場 (日産フィールド小机)	1日 20,000円(現行) ↓ 1日 51,200円(改正後)	1日 880,000円(新規)

※1日は8時間(開場時間 9時から17時まで)

3 占用料の改定内容

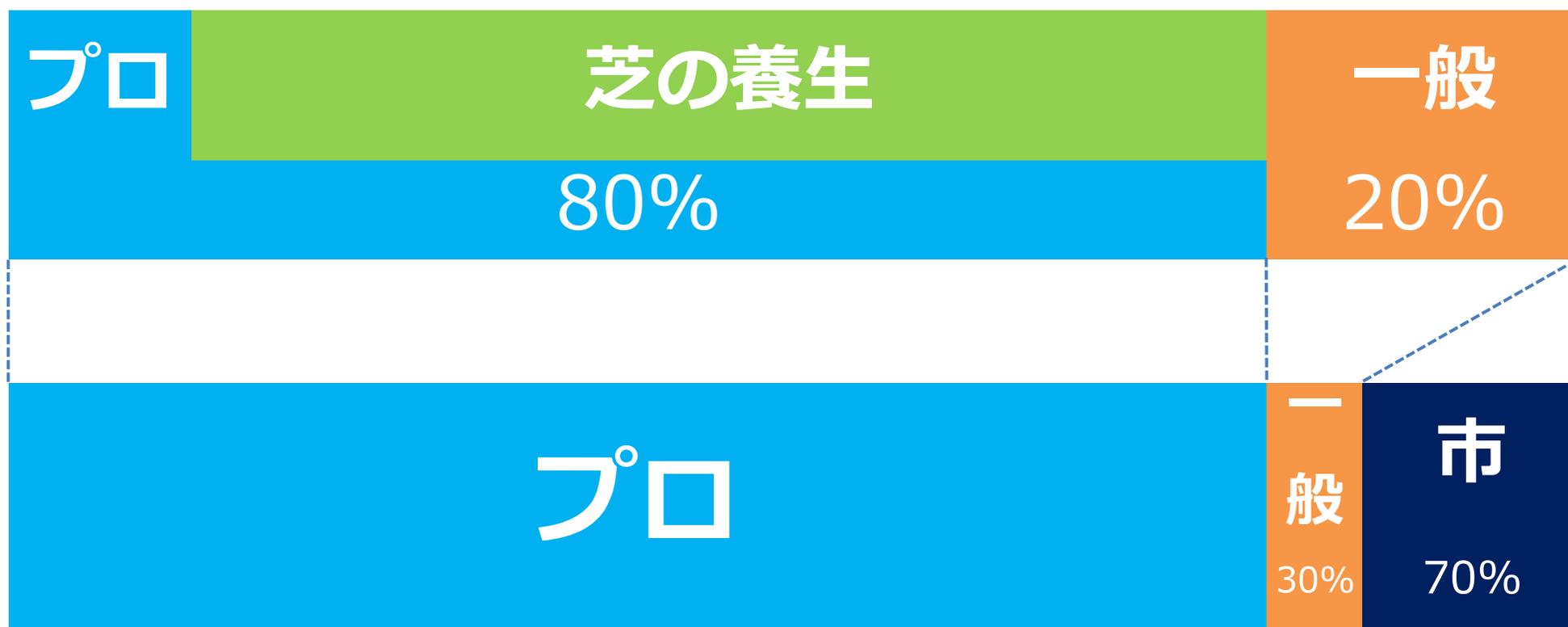
種 別		単位	改定案	現行	改定額
電柱その他これらに類するもの(支線、支柱及び支線柱を含む。)	第一種電柱	1本1年につき	2,500	2,500	
	第二種電柱		3,800	3,800	
	第三種電柱		5,100	5,200	-100
	第一種電話柱		2,200	2,200	
	第二種電話柱		3,500	3,600	-100
	第三種電話柱		4,800	4,900	-100
	その他の柱類		220	220	
鉄塔		1平方メートル 1年につき	4,400	4,500	-100
変圧塔		1基1年につき	4,400	4,500	-100
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル 1年につき	92	94	-2
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200	200	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260	270	-10
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400	400	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530	540	-10
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920	940	-20
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300	
外径が1メートル以上のもの	2,600	2,700	-100		
標識		1本1年につき	3,500	3,600	-100
郵便差出箱及び信書便差出箱		1基1年につき	1,800	1,900	-100
公衆電話所		1基1年につき	4,400	4,500	-100

4 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

新横浜公園球技場の料金設定の考え方

利用時間の割合



費用負担の割合